

## 全国版空き家・空き地バンク Q & A (消費者向け)

|    |  |
|----|--|
| Q1 | 全国版空き家・空き地バンクを検索すれば、全国の自治体の空き家情報が検索できるのでしょうか？  |
| A  | 全国版空き家・空き地バンクに参加していただいている自治体が登録した空き家情報を検索することができます。2事業者に参加している自治体の情報については、以下で確認できます。<br>→ アットホーム参加自治体⇒ <a href="https://www.akiya-athome.jp/government/">https://www.akiya-athome.jp/government/</a><br>→ LIFULL参加自治体⇒ <a href="https://www.homes.co.jp/akiyabank/towns/">https://www.homes.co.jp/akiyabank/towns/</a> |
| Q2 | 自治体の空き家バンクには掲載されているのに、全国版空き家・空き地バンクには掲載されていない物件がありますが、なぜでしょうか？   |
| A  | 全国版空き家・空き地バンクに掲載するためには、利用者（売りたい方、貸したい方）の同意が必要ですので、物件の登録時に同意が得られていなかった物件は掲載されない可能性があります。<br>また、各自治体の個別の判断で掲載されない可能性もあります。   |
| Q3 | 全国版空き家・空き地バンクを利用するに当たって、利用者登録などは必要でしょうか？   |
| A  | 全国版空き家・空き地バンクへの利用者登録は不要ですが、掲載されている物件の自治体への登録が必要となる場合がありますので、自治体または各物件画面に表示される問い合わせ先にご確認ください。<br>また、各自治体が運営する空き家バンクサイトにも案内が掲載されている場合もあります。自治体空き家バンク <a href="#">(リンク)</a> にある各自治体の空き家情報サイトからご確認いただくこともできます。   |
| Q4 | 掲載されている物件であれば、誰でも利用（購入・賃借）できるのでしょうか。   |
| A  | 自治体によっては、空き家バンク事業を移住促進を目的と位置付けて、県外市町村外からの利用希望者に限っている場合など、利用条件は自治体によって異なりますので、各自治体にご確認ください。   |
| Q5 | 取引当事者同士で直接交渉することはできるのでしょうか？  |
| A  | 物件の登録に当たって、宅地建物取引業者との媒介（仲介）契約を必須としている自治体もあります。利用に当たってのルールは各自治体で異なりますので、自治体にご確認ください。  |
| Q6 | 利用（購入・賃借）に際しての取引交渉でトラブルが起きた場合は、国や運営事業者が仲裁等の関与をしてくれるのでしょうか？   |
| A  | 空き家物件の取引等に係る交渉、各種手続き等は、当事者間の責任において行っていただきます。トラブルに関しても国や運営事業者は一切関与しませんので、同意のうえで、ご利用いただくようお願いいたします。  |
| Q7 | 居住している自治体では空き家バンクを開設していないのですが、全国版空き家・空き地バンクに直接登録を依頼することはできるのでしょうか？   |
| A  | 全国版空き家・空き地バンクは、各自治体が所有する空き家情報を掲載する仕組みとなっていますので、必ず自治体を介して登録していただいております。   |
| Q8 | 自治体は空き家バンクを開設する義務はないのでしょうか？  |
| A  | 空き家バンクは、各自治体が空き家対策の取組の一つの施策として、自発的に構築し開設しているものです。各自治体で空き家バンク以外にも空き家対策の取組を行っていますので、個別に自治体にご相談ください。  |